



2022年5月18日

各 位

会社名 サンコーテクノ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 洞下 英人  
(コード：3435 東証スタンダード市場)  
問合せ先 管理本部長 安田 伸一  
(電話：04-7178-6530)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を定めるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 監査役に関する規定(現行定款附則第1条)及び定款の変更履歴の記載(現行定款附則)は不要であるため、これを削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程(予定)

- ・定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日
- ・定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以 上

<別紙>

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第52期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成14年6月28日から改定実施する。</p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p> <p>この規程は、2019年6月26日から改訂実施する。</p> <p>第2条の変更 子会社追加に伴い事業内容の追加・順序整理</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>附 則</p> <p>第1条 変更前定款第15条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>

以 上